部長及び参事官
殿
所　属　長

捜一発第163号
(生企、少年、人対、生環、刑企、
捜二、組対、交指、備一)
令和４年７月１日
５年保存（口訓）
本　部　長

刑法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係規定の適切な運用等について（通達乙）

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「改正法」という。）が成立し、令和４年６月17日に公布され、改正法第１条の規定（侮辱罪の法定刑の引上げに係る部分。以下「改正規定」という。）については同年７月７日（以下「一部施行日」という。）から施行されるが、下記の点に留意し、関係規定の適切な運用等を推進されたい。

記

１　改正に伴う変更点等

(1)　侮辱罪の処罰対象となる行為の範囲

改正規定の施行に伴い、侮辱罪については、法定刑が「拘留又は科料」から「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられるが、構成要件に変更はなく、処罰対象となる行為の範囲は変わらないものである。

(2)　刑法及び刑事訴訟法の規定の適用の変更

改正規定の施行により、侮辱罪の法定刑が引き上げられることに伴い、同罪に係る刑法（明治40年法律第45号）及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定の適用に関し、例えば、次のような変更が生じることとなる。

ア　刑法

○　没収について、拘留又は科料のみに当たる罪については、犯罪行為を組成した物を除き、特別の規定がなければ、これを科することができないこととされている（刑法第20条）が、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなる。

○　教唆及び幇助の処罰について、拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ罰しないこととされている（刑法第64条）が、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなる。

○　犯人蔵匿等の罪について、罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者が処罰対象とされている

ところ（刑法第103条）、法定刑の引上げに伴い、侮辱罪を犯した者も罰金以上の刑に当たる罪を犯した者に該当することとなる。

イ　刑事訴訟法

○　逮捕状による逮捕について、三十万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく出頭の求めに応じない場合に限り、これをすることができることとされている（刑事訴訟法第199条第１項ただし書）が、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなる。

○　現行犯逮捕について、三十万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り、これをすることができることとされている（刑事訴訟法第217条）が、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなる。

○　勾留について、三十万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる事件については、被告人が定まった住居を有しない場合に限り、これをすることができることとされている（刑事訴訟法第60条第３項）が、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなる。

○　公訴時効期間（現行法では１年）は、法定刑の引上げに伴い、３年となる（刑事訴訟法第250条第２項）。

２　改正規定の運用上の留意事項等

(1)　侮辱罪による現行犯逮捕に係る考え方

改正法に関する国会審議の過程において、侮辱罪による現行犯逮捕の考え方が別紙の「現行犯逮捕、侮辱罪の成否等に係る政府統一見解」（以下「政府統一見解」という。）として示された。

この中で、侮辱罪での現行犯逮捕について、以下の内容が明らかにされている。

○　捜査機関においては、侮辱罪による現行犯逮捕について、表現の自由の重要性に配慮しつつ、慎重な運用がなされるものと承知している。

○　現行犯逮捕は、逮捕時に、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができない。この要件を満たす場合には、住居不定であるなどの要件がなくても、法律上は可能となるが、犯罪であることが明白というのは、違法性を阻却する事由がないことも明白ということであり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白といえる場合は、実際上は想定されない。

(2)　警察官による侮辱罪での現行犯逮捕

(1)の考え方を踏まえると、警察官が侮辱に該当し得る言動を行っている者を現認したとしても、その場で当該行為が正当行為に当たるか否かを判断することは難しいことから、直ちに侮辱罪の現行犯人と認め、これを逮捕するということは、実際上は想定されないこととなる。

なお、上記の場合においても、他の犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白であるときは、当該他の犯罪による現行犯逮捕を妨げるものではない。

(3)　私人による侮辱罪での現行犯逮捕及び留置

私人が現行犯逮捕したとして警察が現行犯人の引渡しを受けた場合、警察ではこれを受け取り、法令に則り必要な手続を行った上で、同犯人を留置するか否かを判断することとなる。侮辱罪の現行犯逮捕に係る政府統一見解の趣旨は、私人から現行犯人の引渡しを受けた際の警察における留置の判断にも同様に当てはまるものであることから、これを踏まえて留置の判断は適切に行うこと。

(4)　侮辱罪での逮捕状による逮捕

政府統一見解を踏まえ、逮捕状による逮捕については、逮捕の理由、逮捕の必要性、収集した証拠の証明力等を十分に検討し、その逮捕権は、慎重適正に運用すること。

(5)　被害の届出への適切な対応

被害の届出に対しては、「迅速・確実な被害の届出の受理について」（平成31年４月12日付刑企発第172号）に基づき、被害者・国民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理することとしている。侮辱罪の被害に係る届出についても同通達に基づき、適切な受理が求められるところ、正当行為でないことが明白といえない、行為者が特定できていない等の理由で被害の届出の受理をしない又は先送りにするといった誤った対応がなされないよう、適切な対応を徹底すること。

また、改正法の国会審議に際し、衆議院及び参議院の法務委員会において、「インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること」との附帯決議がなされていることから、インターネット利用の場合の発信者の特定に関し、警察において捜査を尽くすなど、被害者側の負担軽減に配意すること。

(6)　適正かつ緻密な捜査の徹底

侮辱罪の捜査においては、同罪が正当な言論活動を処罰対象とするものではないことを前提に、表現行為という性質を踏まえ、侮辱に該当する言動が

正当な言論活動に該当するかなど、適正かつ緻密な捜査を徹底すること。

(7)　改正規定による改正後の侮辱罪の適用関係

改正規定による改正後の侮辱罪の規定は、刑法第６条により、一部施行日以後の行為についてのみ適用されることとなるため、行為と一部施行日との前後関係に注意すること。

３　サイバー部門との連携

インターネット上の侮辱罪については、外国所在サーバを経由したり、匿名化ソフトを用いたりするなどの特性を踏まえ、必要に応じサイバー部門との連携を図るなど組織的な捜査を推進すること。